

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 八木	
日 時	平成24年9月14日(金曜日)	開 議	午前 11 時 25 分
		閉 議	午前 11 時 56 分
出席委員	眞継 ○酒井 苗村 山本 竹田 吉田 中澤 立花 明田		
理事者 出席者	森環境市民部長 西田環境市民部理事 木村環境政策課長 中川環境クリーン推進課長 木曽執行管理課長		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 環境市民部

< 環境市民部理事 >

あいさつ

(1) 第7号議案 財産の取得について

< 環境クリーン推進課長 >

資料に基づき説明

～ 11 : 30

[質疑]

< 立花委員 >

指名競争入札参加業者は。

入札回数、落札率等は。

< 執行管理課長 >

特殊な重機であり取り扱い可能な業者が限られている。3社を指名。落札業者以外に志摩機械株式会社(舞鶴市)、高石機械産業株式会社(京都市)。

1回で落札。落札率96.53%。高石機械産業は入札を辞退した。

< 立花委員 >

現行機の今後の活用等は。また、本機械の導入により最終処分場はどの程度の延命効果を得られるのか。

< 環境クリーン推進課長 >

現行機は購入後15年が経過している。検査を行い使用しているが近年は毎年数10万円程度の修繕が必要な状況である。油圧関係とエンジン部分は基幹部分ではあるが、当面の使用に耐える範囲での修繕に留めている。根本的な修繕を行えば数年は対応できるであろう。しかし、本機械は少なくとも最終処分場の計画年

数期間は使用が求められる。

具体的な数値として本機械によるゴミの減容効果を積算することは困難である。

しかし、処分場でゴミを破碎、転圧し減容している本機械は処分場計画の成否に関わり重要な役割を担っていると認識している。

<立花委員>

購入機械の耐用年数は。

<環境クリーン推進課長>

定められたものはないが、税上の建設機械の減価償却期間は11年であり目安と考える。点検を十分に言い継続して使用できるように努める。

<苗村委員>

現行機の根本的な修繕を行えば数年は使用期間が延長できるとのことだが、費用面での検討は行ったのか。

<環境クリーン推進課長>

根本的な修繕とはエンジンの積み替え等である。しかし、修繕した部分以外の部分で不具合が生じる。今後の使用状況を鑑みると新機の購入が有利と判断した。

<苗村委員>

現行機の修繕費用も鑑み新機の購入を決定したのか。

<環境クリーン推進課長>

そうである。

<明田委員>

特殊な機械である。見積価格の設定が困難と考えるが。

<執行管理課長>

予定価格は主管課で積算。4,359万6千円の定価、現行機の下取り額及び値引き率を勘案し、予定価格を3,045万円と設定。

[理事者退室]

～ 11 : 40

4 討論～採決

[討論]

なし

[採決]

第7号議案 挙手 全員 可決

<立花委員>

委員長報告において、新たな機械を最終処分場のさらなる延命化に資するよう活用することを意見として盛り込まれたい。

<眞継委員長>

委員長報告は休憩後の委員会で調整する。

<全員了>

～ 11 : 45

<休憩 11:45 ~ 11:55 >

5 委員長報告の確認
眞継委員長 報告案朗読
<全員了>

散会 ~ 11:56